

～地域が学び、見守り・支える活動～

「福祉会活動」 早わかり

●「福祉会」とは●

小地域（概ね民生委員の担当区域）を単位として、その区域内の自治委員や民生委員、社会福祉委員などで構成される「組織」のことです。

福祉会による活動は、それぞれの地域の状況に即して行われています。多くの福祉会では、定期的に集い、福祉制度やサービスについて学んだり、支援が必要な人のニーズについて話し合い、地域で解決できることを見つけたり、住民の立場から地域福祉を推進しています。

●「福祉会」の二つの活動●

福祉会の基本的な活動は、大きく次の二つに集約できます。

①みんなで学ぶ

福祉会の構成メンバーが、福祉の制度等について学びます。広く地域住民によびかけ、学びの輪を広げることも有効です。

②ニーズを発見する・支える

支援が必要な人の生活上の困りごとを見つけて、福祉会で話し合い、近隣で解決できることがあれば、地域住民が協力し合って解決します。

●「福祉社会活動」実践のポイント●

<福祉制度を学ぶ>

福祉の制度は、社会の変化に応じて法律もたびたび見直されています。たとえば、介護保険制度は3年ごとに仕組みが見直されており、令和6年度からは「地域で支え合うしくみづくり」がこれまで以上に重視されるようになりました。地域包括ケアシステムの深化・推進が進められ、地域の人どうしや関係機関が協力し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが目指されています。

福祉の制度やサービスは、私たちの生活に密着しているため、福祉会のメンバーが正しく理解することはもちろん、学んだことを地域の人々に伝えていくことも大切です。

効果的な学習活動のヒント

テーマの設定…支援の必要な人たちがどんなことで困っているのか、自分たちが活動していくうえで知っておくべきことは何か、といった視点からテーマを決めましょう。

参加者の選定…自分たちだけでなく、広く地域みなさんに参加を呼びかけることも検討してみましょう。

講師の選定…社協や市役所から紹介してもらうという方法もあります。（必ずしも講師が必要ということではなく、自分たちで資料を持ち寄って学習するという方法も有効です）

繰り返しも大切…一度の学習だけでなく、二度三度と続けて学習することも大切です。

<福祉ニーズを発見する>

生活上の困りごと（福祉ニーズ）の発見には、大きくわけて次の2つのルートが考えられます。

ア) 本人が訴える

本人が民生委員や近隣住民に相談するケース。把握しやすいが、言い出せず深刻化することもあります。

イ) 周囲が気づく

見守り活動などを通じて周囲が気づくケース。早期発見につながりやすいが、本人が支援を拒んだり、周囲が気づかないうちに問題が深刻化していたりすることもあります。

福祉社会活動においては、支援が必要と思われる方を対象に、常日頃から見守り活動を行い、福祉ニーズの早期発見につなげていくことが大切です。

見守り活動のヒント

対象者の選定…どのような人を対象とするか、地域の状況や支援の必要性を踏まえて検討しましょう。

見守りの方法…訪問に限らず、対象者の状況に応じて方法を検討しましょう。

見守りの頻度…少なくとも月1回の見守り・声かけをしましょう。また、対象者の体調や環境の変化等に応じて柔軟に回数を変更することも大切です。福祉社会以外の見守り活動との連携や調整にも心がけましょう。

協力者の確保…民生委員さんや社会福祉委員さんだけでなく、より多くの地域みなさんに協力してもらい、見守りの輪を広げましょう。

<地域で支える>

福社会活動をとおして発見した福祉ニーズは、その解決に向けた取り組みが必要です。一般的には、社協や市役所などの関係機関に連絡することで、問題解決につなげることが考えられます。また、その解決にどんな仕組みを使えばいいのか、また作ればいいのか、そして誰がどのような役割をするのかといったことをみんなで考えることも大切です。

なお、社協や市役所などへ連絡した場合でも、地域の協力がなければ問題解決が難しいこともあります。

身近な人を支える活動のヒント

放置しない…問題が重度化しないためにも、気がついたことがあればお互いに報告・相談するように心がけましょう。

問題点の整理…とにかく何でも支援すればよいのではなく、何を支援しなければいけないのか見極めましょう。

活動の範囲…自分たちでできることには限界があります。最初から無理をしないで継続できる活動を行いましょう。

専門家の参加…公的サービスにつなげた方が良い場合もあります。福祉や保健の専門家の意見を聞くことも大切です。

協力者の確保…民生委員さんや社会福祉委員さんだけでなく、必要に応じて地域のみなさんにも協力してもらいましょう。

福社会活動の事例や具体的な進め方については、「福社会活動ガイドライン（第5版）」をご覧ください。ダウンロードはこちらから→

